

総財交第11号
令和3年2月3日

各都道府県知事 殿

総務大臣
(公印省略)

地方交付税法等の一部を改正する法律の施行について（通知）

地方交付税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第3号）が本日公布、施行されました。

この法律の趣旨は、下記のとおりですので、御了知の上、貴都道府県内の市町村にも周知いただくようお願いします。

記

- 一 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正
 - 1 地方財政の状況等に鑑み、令和2年度分の地方交付税の総額を確保するため、総額の特例として2兆6,339億3,700万円を加算すること。
 - 2 1の加算額のうち、1兆7,688億1,850万円に相当する額について、令和9年度から令和25年度までの各年度における地方交付税の総額から982億6,769万4千円を、令和26年度における地方交付税の総額から982億6,770万2千円をそれぞれ減額すること。
 - 3 令和3年度分の地方交付税の総額を確保するため、令和2年度に行うこととしていた交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の償還予定額5,000億円について、国の加算により償還財源が確保されている2,500億円を控除した額の償還を繰り延べるとともに、同額の2,500億円を令和3年度分の地方交付税の総額に加算すること。
- 二 地方財政法の一部改正

令和2年度に限り、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方消費税等の地方税等の減収により、地方財政法第5条の地方債を起こしてもなお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合には、同条の規定にかかわらず、地方債を起こすことができるものとする。